

令和8年第1回阿波市議会定例会会議録（第1号）

招集年月日 令和8年2月2日

招集場所 阿波市議会議場

出席議員（19名）

1番 黒川理佳	2番 檜原浩二
3番 野口加代子	4番 竹内政幸
6番 武澤豪	7番 北上正弘
8番 後藤修	9番 坂東重夫
10番 藤本功男	11番 笠井安之
12番 中野厚志	13番 笠井一司
14番 檜原伸	15番 松村幸治
16番 吉田稔	17番 木村松雄
18番 阿部雅志	19番 原田定信
20番 三浦三一	

欠席議員（なし）

会議録署名議員

10番 藤本功男	12番 中野厚志
----------	----------

地方自治法第121条の規定により説明のため出席したものの職氏名

市長 町田寿人	副市長 安丸学
政策監 正木孝一	教育長 高田稔
理事 坂東孝一	市民部長 稲井誠司
健康福祉部長 大倉洋二	産業経済部長 森克彦
建設部長 森友邦明	水道部長 吉岡宏
教育部長 小松隆	危機管理局長 笠井和芳
企画総務部次長 古川秀樹	市民部次長 酒巻達也
健康福祉部次長 笠井孝彦	産業経済部次長 住友勝次
建設部次長 大石憲司	教育部次長 三宅剛
教育部次長 板東毅	吉野支所長 鈴田直城
土成支所長 妹尾光雄	阿波支所長 大塚清
農業委員会事務局長 伊坂典恭	監査事務局長 坂東明

水道部次長 吉 成 永 吾
財 政 課 長 藤 井 信 良

会 計 管 理 者 清 田 美 恵 子

職務のため出席したものの職氏名

議会事務局長 相原 繁 喜

議会事務局次長 松永 祐子

議会事務局係長 大塚 久史

議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 行政報告
- 日程第 4 議案第 1 号 令和7年度阿波市一般会計補正予算（第10号）について
- 日程第 5 議案第 2 号 令和7年度阿波市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第 6 議案第 3 号 令和7年度阿波市介護保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第 7 議案第 4 号 令和8年度阿波市一般会計予算について
- 日程第 8 議案第 5 号 令和8年度阿波市御所財産区特別会計予算について
- 日程第 9 議案第 6 号 令和8年度阿波市国民健康保険特別会計予算について
- 日程第10 議案第 7 号 令和8年度阿波市後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第11 議案第 8 号 令和8年度阿波市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について
- 日程第12 議案第 9 号 令和8年度阿波市介護保険特別会計予算について
- 日程第13 議案第10号 令和8年度阿波市水道事業会計予算について
- 日程第14 議案第11号 令和8年度阿波市農業集落排水事業会計予算について
- 日程第15 議案第12号 阿波市職員旅費支給条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第16 議案第13号 阿波市職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第17 議案第14号 阿波市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第18 議案第15号 阿波市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第19 議案第16号 阿波市学校給食の実施及び学校給食費等の管理に関する条例の一部改正について

- 日程第 2 0 議案第 1 7 号 阿波早田老人憩の家の指定管理者の指定について
- 日程第 2 1 議案第 1 8 号 吉野旭集会所の指定管理者の指定について
- 日程第 2 2 議案第 1 9 号 吉野庄境集会所の指定管理者の指定について
- 日程第 2 3 議案第 2 0 号 岩野飲料水供給施設の指定管理者の指定について
- 日程第 2 4 議案第 2 1 号 川原芝飲料水供給施設の指定管理者の指定について
- 日程第 2 5 議案第 2 2 号 平間飲料水供給施設の指定管理者の指定について
- 日程第 2 6 議案第 2 3 号 大久保飲料水供給施設の指定管理者の指定について
- 日程第 2 7 議案第 2 4 号 市場伊月大型共同作業場の指定管理者の指定について
- 日程第 2 8 議案第 2 5 号 市場錦鯉流通市場の指定管理者の指定について
- 日程第 2 9 議案第 2 6 号 市場大影農業構造改善センターの指定管理者の指定について
- 日程第 3 0 議案第 2 7 号 市場開ノ口農業構造改善センターの指定管理者の指定について
- 日程第 3 1 議案第 2 8 号 市場切幡農業構造改善センターの指定管理者の指定について
- 日程第 3 2 議案第 2 9 号 市場山野上農業構造改善センターの指定管理者の指定について
- 日程第 3 3 議案第 3 0 号 阿波一徳構造改善センターの指定管理者の指定について
- 日程第 3 4 議案第 3 1 号 阿波北部集落センターの指定管理者の指定について
- 日程第 3 5 議案第 3 2 号 吉野中央農業担い手センターの指定管理者の指定について
- 日程第 3 6 議案第 3 3 号 土成宮川内構造改善センターの指定管理者の指定について
- 日程第 3 7 議案第 3 4 号 市場地区集会所の指定管理者の指定について
- 日程第 3 8 議案第 3 5 号 市場流地区集会所の指定管理者の指定について
- 日程第 3 9 議案第 3 6 号 市場香美住民集会所の指定管理者の指定について
- 日程第 4 0 議案第 3 7 号 市場伊月集会所の指定管理者の指定について
- 日程第 4 1 議案第 3 8 号 市場北渕集会所の指定管理者の指定について
- 日程第 4 2 議案第 3 9 号 市場西尾開集会所の指定管理者の指定について
- 日程第 4 3 議案第 4 0 号 市場中央第 1 集会所の指定管理者の指定について
- 日程第 4 4 議案第 4 1 号 市場西ノ岡集会所の指定管理者の指定について
- 日程第 4 5 議案第 4 2 号 市場田渕集会所の指定管理者の指定について

- 日程第 4 6 議案第 4 3 号 市場善入寺南集会所の指定管理者の指定について
- 日程第 4 7 議案第 4 4 号 市場北原集会所の指定管理者の指定について
- 日程第 4 8 議案第 4 5 号 市場遠光集会所の指定管理者の指定について
- 日程第 4 9 議案第 4 6 号 市場興崎町筋集会所の指定管理者の指定について
- 日程第 5 0 議案第 4 7 号 市場中南大北集会所の指定管理者の指定について
- 日程第 5 1 議案第 4 8 号 市場定松集会所の指定管理者の指定について
- 日程第 5 2 議案第 4 9 号 市場奥日開谷集会所の指定管理者の指定について
- 日程第 5 3 議案第 5 0 号 市場三共集会所の指定管理者の指定について
- 日程第 5 4 議案第 5 1 号 市場新女寺集会所の指定管理者の指定について
- 日程第 5 5 議案第 5 2 号 土成出口多目的研修集会施設の指定管理者の指定について
- 日程第 5 6 議案第 5 3 号 土成旭多目的研修集会施設の指定管理者の指定について
- 日程第 5 7 議案第 5 4 号 土成同志多目的研修集会施設の指定管理者の指定について
- 日程第 5 8 議案第 5 5 号 土成緑集会所の指定管理者の指定について
- 日程第 5 9 議案第 5 6 号 土成桜多目的研修集会施設の指定管理者の指定について
- 日程第 6 0 議案第 5 7 号 土成藤原多目的研修施設の指定管理者の指定について
- 日程第 6 1 議案第 5 8 号 土成郡農村集落多目的共同利用施設の指定管理者の指定について
- 日程第 6 2 議案第 5 9 号 土成下藤原農事集会所の指定管理者の指定について
- 日程第 6 3 議案第 6 0 号 阿波市過疎地域持続的発展計画の策定について
- 日程第 6 4 議案第 6 1 号 土地の売払いについて
- 日程第 6 5 議案第 6 2 号 阿波市道路線の認定について
- 日程第 6 6 承認第 1 号 専決処分の承認を求めることについて
(令和 7 年度阿波市一般会計補正予算 (第 9 号) について)
- 日程第 6 7 報告第 1 号 債権の放棄について

午前10時00分 開会

○議長（笠井安之君） 現在の出席議員は19名で定足数に達しており、議会は成立しました。

ただいまから令和8年第1回阿波市議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち、諸般の報告を申し上げます。

お手元に配付しております資料をご覧ください。

まず初めに、組合議会関係についてご報告申し上げます。

昨年の12月23日に中央広域環境施設組合議会臨時会、12月25日に徳島中央広域連合議会定例会が開催され、関係議員とともに出席いたしました。

その他といたしまして、昨年12月11日に阿讃アスコン火入れ式、13日に上板町町制施行70周年記念式典、15日に阿波吉野川地区保護司会顕彰祝賀会、17日に阿波市総合教育会議、20日に三好市制20周年記念式典、21日に阿波市市制20周年記念第7回阿波市バレーボール連盟あわ大会（チャリティー大会）、1月2日に阿波市二十歳のつどい、7日に徳島中央広域連合消防出初式、11日に阿波市消防団出初式、14日に吉野川商工会議所、商工会及び青年会議所合同開催の吉野川中流域新春互礼会、23日に阿波市商工会新年祝賀会、24日に阿波市土地改良区連絡協議会新年互礼会、25日に阿波市市制20周年記念事業「出張！なんでも鑑定団in阿波」公開収録が開催され、関係議員とともに出席いたしました。

徳島駅伝関係といたしましては、12月18日に阿波市選手団結団式、1月5日には阿波市選手団解団式に出席いたしました。

次に、監査委員から、令和7年11月及び12月分の例月現金出納検査及び監査結果報告書が議長宛てに提出されています。

以上の件の詳細については、関係書類を議会事務局に保管していますので、ご高覧ください。

次に、市長からお手元に配付のとおり、議案等の提出通知がありましたので、ご報告しておきます。

諸般の報告は以上のとおりです。

これより本日の日程に入ります。

本日の日程は、お手元に配付いたしました日程表のとおりです。

~~~~~

## 日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（笠井安之君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、10番藤本功男君、12番中野厚志君の両名を指名いたします。

~~~~~

日程第2 会期の決定について

○議長（笠井安之君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

会期の決定については、1月26日に議会運営委員会が開かれておりますので、結果について委員長の報告を求めます。

木村松雄議会運営委員長。

○議会運営委員長（木村松雄君） おはようございます。

議会運営委員会の協議の結果について報告を申し上げます。

令和8年第1回阿波市議会定例会の運営協議のため、1月26日午前10時から委員会室において、正副議長及び委員8名、理事者側から市長、副市長、政策監、理事ほか担当職員の出席のもと、議会運営委員会を開催いたしました。

まず、今定例会の会期については、慎重に協議をいたしました結果、本日2月2日から2月25日までの24日間に決定をいたしました。

議事日程については、既に配付をしてあります日割り表のとおり、本日は諸般の報告、行政報告、提出議案の説明を予定いたしております。

2月13日の本会議は午前10時に開会いたしまして、代表質問、一般質問を予定しており、2月16日午前10時に開会し一般質問、2月17日午前10時に開会し一般質問、その後、議案に対する質疑、各委員会へ付託を予定いたしております。

次に、2月18日午前10時から総務常任委員会、2月19日午前10時から文教厚生常任委員会、2月20日午前10時から産業建設常任委員会を予定いたしております。

次に、2月25日は午前10時から本会議を開会し、各常任委員会委員長の報告、質疑、討論、採決を行い、閉会を予定いたしております。

次に、代表質問、一般質問、質疑通告書の締切りは、明日2月3日の正午となっております。円滑な議会運営ができますよう、議員並びに理事者のご協力をよろしくお願いいたしまして、報告といたします。

○議長（笠井安之君） お諮りいたします。

本定例会の会期については、本日から2月25日までの24日間とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠井安之君） ご異議なしと認めます。よって、会期を本日から2月25日までの24日間と決定いたしました。

~~~~~

### 日程第3 行政報告

○議長（笠井安之君） 日程第3、行政報告を市長に求めます。

町田市長。

○市長（町田寿人君） 皆さん、おはようございます。

本日は、令和8年第1回阿波市議会定例会を招集しましたところ、笠井安之議長、北上副議長をはじめ議員各位におかれましては、ご出席をいただき誠にありがとうございます。また、日頃は市行政全般にわたりまして格別のご支援、ご協力をいただいておりますことに心から厚くお礼を申し上げます。

それでは、開会に当たりまして、市政の重要課題等についてご報告を申し上げます。

初めに、新ごみ処理施設整備事業につきましては、昨年12月23日、事業主体である中央広域環境施設組合において組合議会臨時会を開催し、新ごみ処理施設整備事業に係る補正予算を可決いたしました。

このことから、中央広域環境施設組合は、1月18日から1月29日にかけて新ごみ処理施設周辺の7自治会を対象とした説明会を開催し、68名の方にご参加をいただきました。説明会では、本市、上板町の1市1町での整備となった経緯や敷地造成工事などについて説明を行い、本日2月2日、新ごみ処理施設敷地造成工事の入札公告を開始いたしました。

これからも丁寧な説明を実施するとともに、上板町と協議を重ね、新ごみ処理施設の整備を着実に進めてまいります。

次に、令和8年度当初予算についてでございます。

令和8年度当初予算（案）につきましては、物価高騰の影響を受ける市民の皆様や事業者の方を対象としまして、1人当たり1万円を配付する生活応援券事業や、水道料金支援事業などの物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金事業に加え、南海トラフ地震等大規

模災害に備えた阿波市場スマートインターチェンジの整備や、消防団車両整備事業、学校行事等での熱中症対策と避難所の環境改善強化を目的とした阿波市内中学校屋内運動場空調機器設置事業、また子育てするなら阿波市の実現に向けて小中学校給食費無償化事業、通学用かばん配付事業などの子育て支援の充実や、みどりの食料システム戦略を踏まえた本市の基幹産業である農業の振興に取り組むこととした結果、予算規模につきましては208億2,000万円となり、前年度と比較すると額にして8億6,900万円、率にして4.4%の増加となっております。

次に、順次行政報告を申し上げます。

初めに、先月2日、アエルワにおきまして、二十歳を迎える245人の出席のもと、令和8年阿波市二十歳のつどいを厳粛に挙行いたしました。

二十歳という人生の大きな節目を様々な立場で迎えられたわけですが、ふるさと阿波市に深い郷土愛を持っていただき、自らの目標に向かって邁進されますことをご期待申し上げます。

次に、先月4日、5日の両日、新春恒例の徳島駅伝が開催され、参加16チームが初日南方コース、2日目北方コースにおいて健脚を競いました。

阿波市選手団は、昨年度に引き続き入賞圏内を目指し、チーム一丸となって2日間の大会に臨みましたが、10位という結果でゴールを迎えました。選手の皆さんは、既に次回大会に向けた練習を再開しており、再び入賞を目指し、さらなる飛躍とご活躍にご期待を申し上げます。

次に、先月11日、アエルワにおきまして、阿波市消防団出初式を挙行いたしました。

昨年、12月8日には青森県東方沖を震源とするマグニチュード7.5の地震が発生し、青森県を中心に多数の被害が確認されました。また、新年1月6日には島根県東部を震源とするマグニチュード6.4の地震も発生するなど、全国各地において規模の大きい地震が頻発している状況を鑑み、ますます大規模地震の発生を危惧しているところでございます。

さらには近年、大雨特別警報が発表されるほどの豪雨災害が全国で発生するほか、数日間にわたり延焼するほどの大規模火災が頻発するなど、あらゆる自然災害が多発化、激甚化していることから、地域防災力の要である消防団の担う役割は年々重要度を増しております。

こうした状況の中、当日は笠井安之議長、北上副議長をはじめ、大勢の市議会議員の皆

様のご臨席を賜り、安岡団長を筆頭に消防団員340名の一糸乱れぬ行動を拝見し、改めて市民の生命、身体と財産を守り抜く決意を新たにしたところでございます。

次に、本市と包括連携協定を締結しております、株式会社ファミリーマート様により、昨年9月に本市産の野菜などを使用した2商品が四国内の約500店舗で販売され、多くの方にご購入をいただき、阿波市の認知度の向上を図ることができました。

その第2弾として本市の畜産物を使用したおにぎりが1月6日より販売されており、本市農畜産物のさらなる認知度向上と地場産品の販路拡大や地産地消の推進に大きくつながるものと期待しているところでございます。

次に、阿波市市制20周年記念事業の一環として、先月18日、本市と相互協力に関する協定を締結しております徳島インディゴソックス様の新人合同トレーニングや農業体験活動、また小・中学生を対象とした野球教室をあわ十川ゴム球場などで開催いたしました。

球団との連携により、健全な青少年の育成や農業振興、また本市のイメージアップにつながる効果的な施策を展開してまいります。

また、先月25日にはアエルワにおきまして、「出張！なんでも鑑定団in阿波」の公開収録が阿波市で初めて開催されました。

当日は、市内外から満席となる600人を超える多くの方々にご来場をいただきました。当日の様子は市の紹介映像とともに、後日全国ネットで放送されます。

最後に、先月19日、まちづくり団体のterra小屋の会員の皆さんと第9回の阿波市まちづくりミーティングを開催し、ご意見をいただきました。

ミーティングでは、阿波図書館や子育て支援センターあおぞらと協働で開催したあわむすびまつりなどの活動紹介と同会の活動における課題や今後の展望について意見交換を行いました。

第10回のまちづくりミーティングにつきましても、明日の午後6時から大影地区におきまして奥阿波わっしょいの会の会員の方と会合を持つ予定にしております。

今後におきましても、こうしたまちづくり団体のミーティングを継続的に実施し、頂いたご意見を参考に市政に反映しながら市民が主役のまちづくりの実現に向け、全力で取り組んでまいります。

以上、ご報告を申し上げ、開会に当たりましての行政報告とさせていただきます。

~~~~~

- 日程第 4 議案第 1 号 令和 7 年度阿波市一般会計補正予算（第 10 号）について
- 日程第 5 議案第 2 号 令和 7 年度阿波市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 6 議案第 3 号 令和 7 年度阿波市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について
- 日程第 7 議案第 4 号 令和 8 年度阿波市一般会計予算について
- 日程第 8 議案第 5 号 令和 8 年度阿波市御所財産区特別会計予算について
- 日程第 9 議案第 6 号 令和 8 年度阿波市国民健康保険特別会計予算について
- 日程第 10 議案第 7 号 令和 8 年度阿波市後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第 11 議案第 8 号 令和 8 年度阿波市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について
- 日程第 12 議案第 9 号 令和 8 年度阿波市介護保険特別会計予算について
- 日程第 13 議案第 10 号 令和 8 年度阿波市水道事業会計予算について
- 日程第 14 議案第 11 号 令和 8 年度阿波市農業集落排水事業会計予算について
- 日程第 15 議案第 12 号 阿波市職員旅費支給条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 16 議案第 13 号 阿波市職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第 17 議案第 14 号 阿波市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第 18 議案第 15 号 阿波市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第 19 議案第 16 号 阿波市学校給食の実施及び学校給食費等の管理に関する条例の一部改正について
- 日程第 20 議案第 17 号 阿波早田老人憩の家の指定管理者の指定について
- 日程第 21 議案第 18 号 吉野旭集会所の指定管理者の指定について
- 日程第 22 議案第 19 号 吉野庄境集会所の指定管理者の指定について
- 日程第 23 議案第 20 号 岩野飲料水供給施設の指定管理者の指定について
- 日程第 24 議案第 21 号 川原芝飲料水供給施設の指定管理者の指定について
- 日程第 25 議案第 22 号 平間飲料水供給施設の指定管理者の指定について

- 日程第 2 6 議案第 2 3 号 大久保飲料水供給施設の指定管理者の指定について
- 日程第 2 7 議案第 2 4 号 市場伊月大型共同作業場の指定管理者の指定について
- 日程第 2 8 議案第 2 5 号 市場錦鯉流通市場の指定管理者の指定について
- 日程第 2 9 議案第 2 6 号 市場大影農業構造改善センターの指定管理者の指定について
- 日程第 3 0 議案第 2 7 号 市場開ノ口農業構造改善センターの指定管理者の指定について
- 日程第 3 1 議案第 2 8 号 市場切幡農業構造改善センターの指定管理者の指定について
- 日程第 3 2 議案第 2 9 号 市場山野上農業構造改善センターの指定管理者の指定について
- 日程第 3 3 議案第 3 0 号 阿波一徳構造改善センターの指定管理者の指定について
- 日程第 3 4 議案第 3 1 号 阿波北部集落センターの指定管理者の指定について
- 日程第 3 5 議案第 3 2 号 吉野中央農業担い手センターの指定管理者の指定について
- 日程第 3 6 議案第 3 3 号 土成宮川内構造改善センターの指定管理者の指定について
- 日程第 3 7 議案第 3 4 号 市場地区集会所の指定管理者の指定について
- 日程第 3 8 議案第 3 5 号 市場流地区集会所の指定管理者の指定について
- 日程第 3 9 議案第 3 6 号 市場香美住民集会所の指定管理者の指定について
- 日程第 4 0 議案第 3 7 号 市場伊月集会所の指定管理者の指定について
- 日程第 4 1 議案第 3 8 号 市場北淵集会所の指定管理者の指定について
- 日程第 4 2 議案第 3 9 号 市場西尾開集会所の指定管理者の指定について
- 日程第 4 3 議案第 4 0 号 市場中央第 1 集会所の指定管理者の指定について
- 日程第 4 4 議案第 4 1 号 市場西ノ岡集会所の指定管理者の指定について
- 日程第 4 5 議案第 4 2 号 市場田淵集会所の指定管理者の指定について
- 日程第 4 6 議案第 4 3 号 市場善入寺南集会所の指定管理者の指定について
- 日程第 4 7 議案第 4 4 号 市場北原集会所の指定管理者の指定について
- 日程第 4 8 議案第 4 5 号 市場遠光集会所の指定管理者の指定について
- 日程第 4 9 議案第 4 6 号 市場興崎町筋集会所の指定管理者の指定について

- 日程第 5 0 議案第 4 7 号 市場中南大北集会所の指定管理者の指定について
- 日程第 5 1 議案第 4 8 号 市場定松集会所の指定管理者の指定について
- 日程第 5 2 議案第 4 9 号 市場奥日開谷集会所の指定管理者の指定について
- 日程第 5 3 議案第 5 0 号 市場三共集会所の指定管理者の指定について
- 日程第 5 4 議案第 5 1 号 市場新女寺集会所の指定管理者の指定について
- 日程第 5 5 議案第 5 2 号 土成出口多目的研修集会施設の指定管理者の指定について
- 日程第 5 6 議案第 5 3 号 土成旭多目的研修集会施設の指定管理者の指定について
- 日程第 5 7 議案第 5 4 号 土成同志多目的研修集会施設の指定管理者の指定について
- 日程第 5 8 議案第 5 5 号 土成緑集会所の指定管理者の指定について
- 日程第 5 9 議案第 5 6 号 土成桜多目的研修集会施設の指定管理者の指定について
- 日程第 6 0 議案第 5 7 号 土成藤原多目的研修施設の指定管理者の指定について
- 日程第 6 1 議案第 5 8 号 土成郡農村集落多目的共同利用施設の指定管理者の指定について
- 日程第 6 2 議案第 5 9 号 土成下藤原農事集会所の指定管理者の指定について
- 日程第 6 3 議案第 6 0 号 阿波市過疎地域持続的発展計画の策定について
- 日程第 6 4 議案第 6 1 号 土地の売払いについて
- 日程第 6 5 議案第 6 2 号 阿波市道路線の認定について
- 日程第 6 6 承認第 1 号 専決処分の承認を求めることについて（令和 7 年度阿波市一般会計補正予算（第 9 号）について）
- 日程第 6 7 報告第 1 号 債権の放棄について

○議長（笠井安之君） 日程第 4、議案第 1 号令和 7 年度阿波市一般会計補正予算（第 1 0 号）についてから日程第 6 7、報告第 1 号債権の放棄についてまでの 6 4 件を一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町田市長。

○市長（町田寿人君） 本日提案させていただいております令和 8 年第 1 回阿波市議会定例会への提出議案につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

今定例会におきましては、予算案件 1 1 件、条例案件 5 件、その他案件 4 6 件、承認案

件1件、報告案件1件の計64件について審議をお願いするものでございます。

最初に、議案第1号令和7年度阿波市一般会計補正予算（第10号）につきましては、追加補正予算額10億3,360万円でございます。

次に、議案第2号令和7年度阿波市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきましては、追加補正予算額2,602万2,000円でございます。

次に、議案第3号令和7年度阿波市介護保険特別会計補正予算（第3号）につきましては、追加補正予算額7,670万円でございます。

次に、議案第4号令和8年度阿波市一般会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額を208億2,000万円とするものでございます。

令和8年度の当初予算につきましては、子育てするなら阿波市の実現に向けた子育て支援体制の充実や、本市の基幹産業である農業の振興、南海トラフ地震等大規模災害に備えた総合的な防災・減災対策に取り組むこととした結果、予算規模につきましては、歳入歳出総額が208億2,000万円となり、前年度と比較して、額にして8億6,900万円、率にして4.4%の増加となっております。

それでは、第3次阿波市総合計画に定めたまちづくりの柱に基づき、主要な施策につきまして、生活環境分野、生活基盤分野、健康・福祉・子育て分野、教育・文化分野、産業分野、共生・協働・行財政分野の6つの分野に沿って、順次説明をさせていただきます。

初めに、生活環境分野では、防災・減災対策として消防団車両を計画的に更新するほか、令和8年度より県内初となる住宅用消火器購入補助事業を開始し、初期消火力を高めることで火災による被害軽減を図ってまいります。

また、避難所における生活環境や衛生環境の向上を図るため、簡易ベッドの整備や、新たにオストメイト専用災害トイレを整備するなど大規模災害に備えるとともに、地域防災力強化のための自主防災活動の活性化にもしっかりと取り組んでまいります。

さらに、市内全域におけるごみ減量化の取組を官民連携して行うため、ごみ減量化に自発的に取り組む団体を支援し、ごみ減量化の意識の高揚を図るとともに、コンポスト無料配布事業や、電気式生ごみ処理機購入補助事業を拡充し、ごみ減量化に向けた取組を進めてまいります。

次に、生活基盤分野では、地方創生の起爆剤である阿波市場スマートインターチェンジ整備事業が早期の供用開始に向けて着実に進むとともに、隣接地では、気軽にお立ち寄りいただける憩いの空間として道路休憩施設の整備を進めてまいります。

また、土柱休養村センター跡地利活用事業については、市民の憩いや癒やしを創出する空間として官民連携による再整備を行ってまいります。

続いて、健康・福祉・子育て分野では、子育て世帯の経済的負担を軽減するため、令和7年4月から実施している中学校給食費無償化事業に加えて、令和8年4月から小学校給食費無償化事業として国の基準額を超える部分についても本市独自の支援を行い、完全無償化を図ってまいります。

さらに、児童の通学時の身体的負担の軽減を図るため、通学用かばん配付事業などに取り組んでまいります。

また、出産・子育て応援事業、阿波っ子応援券支給事業などの様々な支援措置に加え、認定こども園等の保育料の完全無償化など子どもを産み育てやすい環境の充実を図ってまいります。

続いて、教育・文化分野では、学校行事等での熱中症対策と避難所の環境改善強化を目的とした阿波市内中学校屋内運動場空調機器設置事業、脱炭素社会に向けた環境負荷削減の取組である阿波市内小中学校校舎等の照明整備事業、令和2年度に整備したネットワーク機器を更新する小中学校通信ネットワーク整備事業を実施するなど個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を図ってまいります。

続いて、産業分野では、国のみどりの食料システム戦略を踏まえ、有機栽培の定着と人材育成の取組に対して支援を行うとともに、生産から消費まで一貫したモデル地区づくりの醸成を図ります。

次に、企業誘致につきましては、検討段階から操業開始までを総合的に支援するオーダーメイド型の企業誘致を展開しており、引き続ききめ細やかな対応と支援を積極的に行ってまいります。

続いて、共生・協働・行財政分野でございますが、自主財源の確保に向けて納税コールセンター設置による徴収体制の強化、ふるさと納税の取組強化を図るほか、既存の公共施設のマネジメントについてもしっかりと取り組んでまいります。

加えて、市民が主役のまちづくり実現に向け、私が直接市民の皆さんのお声をお聞きし、市政運営や市民参画のまちづくりに活かしていくため、阿波市まちづくりミーティングを引き続き積極的に開催してまいります。

最後に、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金事業でございます。物価高騰の影響を受ける市民の皆様や事業者の方を対象としまして経済的負担の軽減と地域経済の活性化

を図るため、1人当たり1万円を配付する生活応援券事業や、水道料金支援事業などを実施し、エネルギー、食料品価格等の物価高騰に対する支援を行ってまいります。

次に、議案第5号令和8年度阿波市御所財産区特別会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額を1,753万7,000円とするものでございます。

次に、議案第6号令和8年度阿波市国民健康保険特別会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額を42億6,590万円とするものでございます。

次に、議案第7号令和8年度阿波市後期高齢者医療特別会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額を7億2,130万円とするものでございます。

次に、議案第8号令和8年度阿波市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額を171万4,000円とするものでございます。

次に、議案第9号令和8年度阿波市介護保険特別会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額を46億8,700万円とするものでございます。

次に、議案第10号令和8年度阿波市水道事業会計予算につきましては、収益的収入を6億8,413万6,000円、収益的支出を6億8,281万1,000円とし、資本的収入を1億6,458万1,000円、資本的支出を3億2,341万6,000円とするものでございます。

次に、議案第11号令和8年度阿波市農業集落排水事業会計予算につきましては、収益的収入を1億1,181万6,000円、収益的支出を1億1,081万6,000円とし、資本的収入を5,600万円、資本的支出を8,714万2,000円とするものでございます。

次に、議案第12号阿波市職員旅費支給条例等の一部を改正する条例の制定についてから議案第14号阿波市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定につきましては、国の法令等の改正に伴い、条例の制定及び一部改正を行うものでございます。

次に、議案第15号阿波市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正につきましては、阿波市公営住宅等長寿命化計画に基づき条例の一部改正を行うものでございます。

次に、議案第16号阿波市学校給食の実施及び学校給食費等の管理に関する条例の一部改正につきましては、小学生の学校給食費の無償化の実施に伴い、条例の一部改正を行うものでございます。

次に、議案第17号阿波早田老人憩の家の指定管理者の指定についてから議案第59号

土成下藤原農事集会所の指定管理者の指定についてまでの43件の議案につきましては、指定管理期間が令和8年3月31日をもって終了することから、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議決をお願いするものでございます。

次に、議案第60号阿波市過疎地域持続的発展計画の策定につきましては、特別措置法第8条第1項の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

次に、議案第61号土地の売払いにつきましては、地方自治法第96条第1項第8号及び阿波市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

次に、議案第62号阿波市道路線の認定につきましては、道路法第8条第2項の規定により路線の認定をしたいので、提案をするものでございます。

次に、承認第1号専決処分の承認を求めることにつきましては、地方自治法第179条第1項の規定により第51回衆議院議員総選挙の執行経費の専決処分を行ったため、これを報告し、承認をお願いするものでございます。

最後に、報告第1号債権の放棄につきましては、住宅課及び業務課が管理する債権について、阿波市債権管理条例第17条第1項の規定に基づき市の債権を放棄しましたので、同条第3項の規定により報告を行うものでございます。

以上、議案等について提案理由の説明を申し上げましたが、議案内容の詳細につきましては、この後理事等から説明をさせていただきますので、十分ご審議の上、ご賛同いただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（笠井安之君） 市長の提案理由の説明が終わりました。

次に、提出されております各議案について補足説明を求めます。

坂東理事。

○理事（坂東孝一君） それでは、今議会に提出をさせていただいております議案第1号令和7年度阿波市一般会計補正予算（第10号）について補足説明をさせていただきます。

令和7年度阿波市の一般会計補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ10億3,360万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ234億1,280万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

第2条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、第2表繰越明許費による。

第3条、債務負担行為の廃止は、第3表債務負担行為補正による。

第4条、地方債の追加及び変更は、第4表地方債補正による。

令和8年2月2日提出、阿波市長。

この補正予算（第10号）につきましては、事業の実績見込みに伴う増減のほか、財源確定による基金の調整等を行っております。

それでは、4ページをお願いいたします。

第2表、繰越明許費でございます。2款総務費の公共施設解体事業など16事業で、繰越明許費総額といたしまして10億9,896万3,000円を計上しております。

次に、5ページをお願いいたします。

第3表、債務負担行為補正の廃止につきましては、令和4年度から令和8年度までを期間とする基幹系情報システム再構築事業、限度額2億4,015万5,000円でございます。

次に、第4表、地方債補正の追加につきましては、総務債260万円を限度額としてお願いするものでございます。変更につきましては、総務債など8件の限度額の変更で、補正後の限度額総額は14億7,240万円でございます。

それでは、歳入歳出予算の主なものについて説明をさせていただきます。

初めに、歳入予算といたしまして12ページ、13ページをお願いいたします。

1款1項市民税6,500万円につきましては、主に市民税及び固定資産税の実績見込みによるものでございます。

次に、11款1項地方交付税9億1,575万2,000円につきましては、普通交付税の確定によるものでございます。

次に、15款2項国庫補助金2,687万6,000円の減額につきましては、主に物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の実績見込みによるものでございます。

次に、16ページ、17ページをお願いいたします。

21款4項雑入1億499万8,000円につきましては、主に中央広域環境施設組合周辺対策事業負担金でございます。

次に、18ページ、19ページをお願いいたします。

22款1項市債8,900万円の減額につきましては、実績見込みによるものでござい

ます。

次に、歳出予算について説明をさせていただきます。

20ページ、21ページをお願いいたします。

2款1項総務管理費1億2,463万1,000円の減額につきましては、主に定額減税補足給付金事業の実績見込みによるものでございます。

次に、24ページ、25ページをお願いいたします。

4款2項清掃費4,769万円につきましては、主に中央広域環境施設組合周辺対策事業に係る中央広域環境施設組合負担金でございます。

次に、28ページ、29ページをお願いいたします。

9款1項消防費2,823万9,000円につきましては、国の補正予算に対応した避難所環境改善事業によるものでございます。

次に、10款1項教育総務費2,732万3,000円の減額につきましては、学校教育施設等整備事業の実績見込みによるものでございます。

次に、30ページ、31ページをお願いいたします。

13款2項基金費10億2,412万9,000円につきましては、主に財政調整基金積立金及び減債基金積立金でございます。

最後に、33ページをお願いいたします。

この調書につきましては、5ページの地方債補正の追加及び変更に基づき調製をしたもので、表の右下、当該年度末現在高見込額の合計額は163億8,499万2,000円でございます。

以上、議案第1号についての補足説明とさせていただきます。ご審議の上、ご賛同いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（笠井安之君） 稲井市民部長。

○市民部長（稲井誠司君） 続きまして、議案第2号について補足説明をさせていただきます。

議案第2号令和7年度阿波市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,602万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億5,540万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該各区分ごとの金額並びに補正後の歳

入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

令和8年2月2日提出、阿波市長。

今回の補正予算につきましては、年度末を控え、実績見込み等により増額予算の調製を行うものでございます。

それでは、歳入歳出予算について説明させていただきます。

10ページ、11ページをお願いいたします。

初めに、歳入予算といたしまして、左のページ、2行目、1款1項後期高齢者医療保険料、補正額1,175万2,000円の追加につきましては、被保険者数が増加したことにより、特別徴収保険料が増額する見込みとなったことによるものでございます。

続いて上から5行目、5款1項繰越金、補正額1,427万円の追加につきましては、前年度繰越金でございます。

続きまして、歳出予算について説明させていただきます。

12、13ページをお願いいたします。

左のページ、2行目、2款1項後期高齢者医療広域連合納付金、補正額2,602万2,000円の追加につきましては、広域連合へ納付する保険料が増額する見込みとなったことによるものでございます。

以上、議案第2号の補足説明とさせていただきます。ご審議の上、ご賛同いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（笠井安之君） 大倉健康福祉部長。

○健康福祉部長（大倉洋二君） それでは、議案第3号について補足説明をさせていただきます。

議案第3号令和7年度阿波市の介護保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,670万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ46億8,040万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

令和8年2月2日提出、阿波市長。

今回の補正予算につきましては、介護サービス利用者の増加などに伴い、施設介護サービス給付費を増額補正しているほか、年度末を控え、実績見込み等により予算調製を行う

ものでございます。

それでは、歳入歳出予算の主なものについて説明させていただきます。

10ページ、11ページをお願いします。

歳入予算といたしまして、上から2行目、3款1項国庫負担金、補正額1,030万6,000円の追加から中段から下の8款1項一般会計繰入金、補正額895万円までの追加につきましては、保険給付費が増加したことに伴い、財源である国庫支出金などを追加するものでございます。

次に、3行下、8款2項基金繰入金、補正額6,000万円の減額につきましては、財源の見込みが立ったことから、繰入れを取りやめるものでございます。

次に、一番下の行、9款繰越金、補正額は8,499万7,000円の追加で、前年度繰越金でございます。

14、15ページをお願いします。

歳出予算といたしまして、中段、2款1項介護サービス等諸費、補正額5,800万円の追加につきましては、5目施設介護サービス給付費及び9目居宅介護サービス計画給付費のサービス利用者などが増加したことによるものでございます。

16ページ、17ページをお願いします。

下から4行目、7款諸支出金、補正額125万円の追加につきましては、前年度一部事務組合負担金の精算に伴う返還金を一般会計へ繰り出すものでございます。

以上、議案第3号の補足説明とさせていただきます。ご審議の上、ご賛同いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（笠井安之君） 坂東理事。

○理事（坂東孝一君） それでは、議案第4号及び議案第5号について補足説明をさせていただきます。

初めに、議案第4号令和8年度阿波市一般会計予算について。

令和8年度阿波市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ208億2,000万円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。

第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、第2表債務負担行為による。

第3条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第3表地方債による。

第4条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、30億円と定める。

第5条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1号、各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和8年2月2日提出、阿波市長。

令和8年度当初予算編成に当たりましては、子育て支援や農業の振興、防災・減災対策など各種施策に取り組み、その結果、令和8年度当初予算案の予算規模につきましては、208億2,000万円で、対前年度比8億6,900万円、率にして4.4%の増となっております。

次に、6ページをお願いいたします。

第2表債務負担行為につきましては、令和9年度から令和10年度までを期間とする基幹相談支援センター委託料として3,301万1,000円を限度額としてお願いするものでございます。

次に、第3表地方債につきましては、総務債、過疎地域持続的発展特別事業債など13件で限度額の合計は10億7,130万円でございます。

それでは、歳入歳出予算の主なものについて説明をさせていただきます。

8ページ、9ページをお願いいたします。

歳入につきましては、歳入歳出予算事項別明細書で説明をさせていただきます。

初めに、1款市税につきましては、34億9,064万円で、対前年度比1億4,174万円、率にして4.2%の増でございます。

市民税につきましては、景気の緩やかな回復に伴う企業収益の増加や賃上げによる所得の増加などにより、個人、法人税は約7,500万円の増収を見込んでおります。

固定資産税につきましては、太陽光発電等の新規設置や工場等新增設による設備投資などが増加したことにより、約7,100万円の増収を見込んでおります。

次に、11款地方交付税につきましては、67億4,000万円で、対前年度比5,000万円、率にして0.7%の増でございます。内訳といたしまして、普通交付税を63

億4,000万円、特別交付税を4億円見込んでおります。

次に、15款国庫支出金につきましては、29億4,033万3,000円で、対前年度比3億1,435万6,000円、率にして12.0%の増でございます。主に障害者自立支援給付費負担金や物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の増によるものでございます。

次に、16款県支出金につきましては、16億4,055万1,000円で、対前年度比2,106万4,000円、率にして1.3%の減でございます。主に学校情報機器整備費補助金や参議院選挙費委託金の減によるものでございます。

次に、19款繰入金につきましては、25億3,621万5,000円で、対前年度比8,667万1,000円、率にして3.5%の増でございます。主に財政調整基金や減債基金を取り崩し、財源に充当するものでございます。

次に、22款市債につきましては、10億7,130万円で、対前年度比1億7,030万円、率にして18.9%の増でございます。主に学校教育施設等整備事業債の大幅な増によるものでございます。

次に、歳出の主なものにつきまして説明をさせていただきます。

52ページ、53ページをお願いいたします。

2款1項総務管理費につきましては、22億7,780万6,000円で、対前年度比7,071万9,000円、率にして3.0%の減でございます。主に吉野コミュニティセンター大規模改修事業の減によるものでございます。

次に、80ページ、81ページをお願いいたします。

3款1項社会福祉費につきましては、27億1,824万7,000円で、対前年度比1億216万8,000円、率にして3.9%の増でございます。主に障害者自立支援給付費や障害児給付費の増によるものでございます。

次に、88ページ、89ページをお願いいたします。

3款2項老人福祉費につきましては、19億9,765万6,000円で、対前年度比8,931万5,000円、率にして4.7%の増でございます。主に阿北特別養護老人ホーム組合負担金によるものでございます。

次に、116ページ、117ページをお願いいたします。

4款2項清掃費につきましては、17億995万7,000円で、対前年度比1億5,309万7,000円、率にして9.8%の増でございます。主に中央広域環境施設組合

負担金の増によるものでございます。

次に、126ページ、127ページをお願いいたします。

6款2項農地費につきましては、4億3,655万9,000円で、対前年度比1億6,678万8,000円、率にして61.8%の増でございます。主に吉野川下流域地区国営総合農地防災事業負担金によるものでございます。

次に、132ページ、133ページをお願いいたします。

7款1項商工費につきましては、6億361万5,000円で、対前年度比4億4,736万9,000円、率にして286.3%の増でございます。主に生活応援券事業及び土柱休養村センター跡地利活用事業に係るものでございます。

次に、140ページ、141ページをお願いいたします。

8款2項道路橋りょう費につきましては、4億7,648万6,000円で、対前年度比3億5,531万3,000円、率にして42.7%の減でございます。主にスマートインターチェンジ整備の事業費の減によるものでございます。

次に、152ページ、153ページをお願いいたします。

10款1項教育総務費につきましては、9億8,691万5,000円で、対前年度比2億167万6,000円、率にして25.7%の増でございます。主に中学校屋内運動場空調機器設置事業の増によるものでございます。

次に、182ページ、183ページをお願いいたします。

10款6項保健体育費につきましては、2億7,732万6,000円で、対前年度比1億3,714万9,000円、率にして97.8%の増でございます。主に市場体育館大規模改修事業の増によるものでございます。

次に、188ページ、189ページをお願いいたします。

12款1項公債費につきましては、21億280万2,000円で、対前年度比5,550万5,000円、率にして2.6%の減でございます。主な要因として、平成22年度に行った基金造成の際、借入れを行った合併特例事業債の償還の終了によるものでございます。

次に、198ページ、199ページをお願いいたします。

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額または支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書を記載しております。

最後に、200ページをお願いいたします。

地方債の前前年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書で、表の右下、当該年度末現在高見込額の合計額は154億6,967万2,000円でございます。

以上、議案第4号についての補足説明とさせていただきます。

続きまして、議案第5号令和8年度阿波市御所財産区特別会計予算について補足説明をさせていただきます。

予算書の1ページをお願いいたします。

令和8年度阿波市の御所財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ1,753万7,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。

第2条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1号、各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和8年2月2日提出、阿波市長。

それでは、6ページ、7ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書で、主なものにつきまして説明をさせていただきます。

初めに、歳入でございます。

1款財産収入につきましては、前年度と同額の301万6,000円で、土地の貸付収入でございます。

次に、2款繰越金につきましては、1,452万円で、対前年度比4万円の増でございます。

次に、8ページ、9ページをお願いいたします。

歳出についてでございます。

1款管理費523万7,000円につきましては、管理会の事務経費で対前年度比4万円の増となっております。

次に、2款事業費1,030万円につきましては、山林維持管理委託料や環境林整備事業負担金などがございます。

以上、議案第5号についての補足説明とさせていただきます。ご審議の上、ご賛同いた

でございますようよろしくお願ひいたします。

○議長（笠井安之君） 補足説明の途中ですが、暫時休憩いたします。

午前11時00分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（笠井安之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

稲井市民部長。

○市民部長（稲井誠司君） 続きまして、議案第6号から議案第8号について一括して補足説明をさせていただきます。

初めに、議案第6号について補足説明をさせていただきます。

予算書の1ページをお願いいたします。

議案第6号令和8年度阿波市の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ42億6,590万円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。

第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、2億円と定める。

第3条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1号、保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和8年2月2日提出、阿波市長。

令和8年度の国民健康保険特別会計予算総額につきましては、対前年度比8,687万2,000円の減額となっておりますが、主な要因といたしましては、被保険者数の減少見込みに伴い、療養給付費等が減額する見込みとなったことによるものでございます。

それでは、歳入歳出予算の主なものにつきましてご説明をさせていただきます。

10ページ、11ページをお願いいたします。

初めに、歳入予算の主なものといたしましては、左のページ上から2行目の1款1項国民健康保険税が本年度予算額6億1,465万1,000円で、対前年度比326万3,000円の増額でございまして、従前の保険税としては被保険者数の減少等に伴い、減額

を見込んでおりますが、国の制度改正により、令和8年度から新たに子ども子育て支援金分が創設されたことにより増額となっております。

次に、12、13ページをお願いいたします。

左のページ中段、4款1項県負担金・補助金が本年度予算額31億5,219万5,000円、対前年度比7,442万1,000円の減額につきましては、療養給付費等が減額する見込みとなったことによるものでございます。

続いて、左のページ下から2行目、7款1項一般会計繰入金が本年度予算額4億3,776万9,000円、対前年度比837万3,000円の減額につきましては、主に保険税軽減者数の減少によるものでございます。

以上、歳入予算の説明とさせていただきます。

続きまして、歳出予算について説明をさせていただきます。

18、19ページをお願いいたします。

歳出予算の主なものとしたしましては、左のページ2行目、1款1項総務管理費が本年度予算額1億1,582万6,000円、対前年度比1,616万2,000円の増額につきましては、主に人件費の増額によるものでございます。

次に、20ページ、21ページをお願いいたします。

左のページ中段、2款保険給付費が本年度予算額30億8,705万9,000円で、対前年度比9,604万7,000円の減額及び次の22、23ページをお願いいたします。

左のページ下から4行目、3款国民健康保険事業費納付金が本年度予算額10億272万1,000円で、対前年度比895万5,000円の減額につきましては、いずれも療養給付費等が減額する見込みとなったことによるものでございます。

次に、24、25ページをお願いいたします。

左のページ中段、5款保健事業費が本年度予算額5,146万6,000円、対前年度比145万8,000円の増額で、この予算につきましては、被保険者の疾病予防と医療費の適正化につなげるため、保健指導や人間ドック、特定健康診査などを実施するためのものでございます。

以上で議案第6号の補足説明とさせていただきます。

続いて、議案第7号をお願いいたします。

議案第7号令和8年度阿波市の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところに

よる。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7億2,130万円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。

令和8年2月2日提出、阿波市長。

令和8年度の後期高齢者医療特別会計予算総額につきましては、対前年度比9,192万2,000円の増額となっておりますが、主な要因といたしましては、被保険者数の増加見込み等によるものでございます。

それでは、歳入歳出予算の主なものにつきましてご説明をさせていただきます。

10ページ、11ページをお願いいたします。

初めに、歳入予算の主なものといたしまして、左のページ上から2行目、1款1項後期高齢者医療保険料が本年度予算額4億9,609万3,000円で、対前年度比7,484万8,000円の増額でございまして、主な要因といたしましては、被保険者数の増加及び保険料率の改定等によるものでございます。

続いて、左のページ中段から少し下、4款1項一般会計繰入金が本年度予算額2億1,966万6,000円、対前年度比1,708万5,000円の増額につきましては、主に保険料軽減者数の増加によるものでございます。

以上、歳入予算の説明とさせていただきます。

続いて、歳出予算について説明をさせていただきます。

14、15ページをお願いいたします。

歳出予算の主なものといたしまして、左のページ2行目、2款1項後期高齢者医療広域連合納付金が今年度予算額7億1,576万円、対前年度比9,193万3,000円の増額につきましては、広域連合に納付する保険料等の増額によるものでございます。

以上で議案第7号の補足説明とさせていただきます。

続いて、議案第8号をお願いいたします。

議案第8号令和8年度阿波市の住宅新築資金等貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ171万4,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。

令和8年2月2日提出、阿波市長。

それでは、歳入歳出予算の主なものについてご説明をさせていただきます。

10ページ、11ページをお願いいたします。

初めに、歳入予算の主なものといたしましては、左のページ上から2行目の1款1項県補助金が本年度予算額127万5,000円、前年度と同額でございまして特定助成事業補助金でございます。

続いて、左のページ上から5行目、2款1項貸付金元利収入が本年度予算額29万2,000円、対前年度比1万円の減額としております。

以上、歳入予算の説明とさせていただきます。

続いて、歳出予算について説明をさせていただきます。

14、15ページをお願いいたします。

歳出予算といたしましては、左のページ2行目、1款1項償還事務費が本年度予算額171万4,000円、対前年度比1万円の減額で、主なものといたしまして、弁護士業務委託料160万円などがございます。

以上、議案第6号から議案第8号の補足説明とさせていただきます。ご審議の上、ご賛同いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（笠井安之君） 大倉健康福祉部長。

○健康福祉部長（大倉洋二君） それでは、議案第9号について補足説明をさせていただきます。

議案第9号令和8年度阿波市介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ46億8,700万円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。

第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、2億円と定める。

第3条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1号、各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

第2号、保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内で

のこれらの経費の各項の間の流用。

令和8年2月2日提出、阿波市長。

令和8年度の介護保険特別会計予算総額につきましては、対前年度比1億1,600万円の増額となっておりますが、主な要因といたしましては、介護報酬の増額改定や介護サービス利用者の増加などに伴い、施設介護サービス給付費が増額したことによるものでございます。

それでは、歳入歳出予算の主なものにつきましてご説明させていただきます。

10ページ、11ページをお願いいたします。

初めに、歳入予算といたしましては、左のページ一番上の行、1款介護保険料が本年度予算額8億3,543万4,000円、対前年度比188万2,000円の減額でございます。

次に、左のページ下から4行目の3款1項国庫負担金が本年度予算額7億8,478万4,000円で、対前年度比1,661万円の増額。

続いて、12ページ、13ページをお願いします。

左のページ中段の4款支払基金交付金が本年度予算額11億9,156万8,000円、対前年度比2,643万3,000円の増額。

次に、その5行下、5款1項県負担金が本年度予算額6億2,669万4,000円、対前年度比1,589万円の増額で、これらはいずれも施設介護サービス給付費のサービス利用者の増加等による増額でございます。

14ページ、15ページをお願いします。

左のページ上から4行目、8款繰入金が本年度予算額8億9,280万6,000円、対前年度比4,280万1,000円の増額で、主な増額要因といたしましては、保険給付費が増加見込みとなることから、介護給付費準備基金8,400万円を繰り入れることによるものでございます。

続きまして、歳出予算について説明をさせていただきます。

18ページ、19ページをお願いします。

歳出予算の主なものとして、左のページ上から2行目、1款1項総務管理費が本年度予算額9,716万円、対前年度比2,158万8,000円の増額で、主な増額要因につきましては、税制改正や介護保険法改正に対応するための介護保険システム改修経費によるものでございます。

20ページ、21ページをお願いします。

左のページ下から2行目、2款1項介護サービス等諸費が本年度予算額39億8,100万円、対前年度比8,270万円の増額で、主な増額要因につきましては、介護サービス利用者の増加などに伴い、施設介護サービス給付費が増加したことによるものでございます。

22、23ページをお願いします。

左のページ下から2行目、2款2項介護予防サービス等諸費が本年度予算額1億800万円、対前年度比1,040万円の増額で、主な増額要因につきましては、サービス利用者の増加などにより、地域密着型介護予防サービス給付費が増加したことによるものでございます。

以上、議案第9号の補足説明とさせていただきます。ご審議の上、ご賛同いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（笠井安之君） 吉岡水道部長。

○水道部長（吉岡 宏君） 続きまして、議案第10号及び議案第11号について補足説明をさせていただきます。

初めに、議案第10号令和8年度阿波市水道事業会計予算について補足説明をさせていただきます。

予算書の1ページをお願いいたします。

第1条、令和8年度阿波市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

第2条、業務の予定量は次のとおりとする。

1、給水戸数1万4,160戸、2、年間総給水量451万5,000立方メートル、3、1日平均給水量1万2,369立方メートル、4、主要な建設改良事業、基本計画に基づく事業1億2,300万円、老朽管布設替事業3,830万円としております。

第3条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

初めに、収入でございます。

第1款水道事業収益6億8,413万6,000円。内訳の主なものとして、第1項営業収益5億4,090万8,000円、第2項営業外収益1億4,322万6,000円としております。

次に、支出でございます。

第1款水道事業費用6億8,281万1,000円。内訳の主なものとして、第1項営

業費用6億3,971万9,000円、第2項営業外費用4,159万1,000円としております。

第4条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

初めに、収入でございます。

第1款資本的収入1億6,458万1,000円。内訳の主なものとして、第1項工事負担金327万9,000円、第3項企業債1億6,130万円としております。

次に、支出でございます。

第1款資本的支出3億2,341万6,000円。内訳の主なものとして、第1項建設改良費2億1,521万5,000円、第2項企業債償還金1億720万円としております。

上の第4条、括弧書きに戻っていただき、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億5,883万5,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,694万3,000円、当年度分損益勘定留保資金1億4,189万2,000円で補填するものとしております。

次に、右のページ。

第5条、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

上水道建設改良事業について、限度額1億6,130万円としております。

第6条、予定支出の各項の経費の金額の流用は、営業費用、営業外費用及び特別損失の間の流用を可としております。

第7条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費は、職員給与費9,230万8,000円としております。

第8条、営業助成のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は1億1,468万5,000円としております。

第9条、たな卸資産の購入限度額は1,991万2,000円と定めております。

令和8年2月2日提出、阿波市長。

令和8年度当初予算編成については、安全・安心のまちづくりの実現に向け、上水道基本計画に基づき重要管路の更新及び耐震化等を行うための予算編成としております。

以上、議案第10号の補足説明とさせていただきます。

続きまして、議案第11号令和8年度阿波市農業集落排水事業会計予算について補足説

明をさせていただきます。

予算書の1ページをお願いいたします。

第1条、令和8年度阿波市農業集落排水事業会計の予算は、次に定めるところによる。

第2条、業務の予定量は次のとおりとする。

1、排水戸数600戸、2、年間総排水量22万立方メートル、3、1日平均排水量600立方メートル。

第3条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

初めに、収入でございます。

第1款農業集落排水事業収益1億1,181万6,000円。内訳として、第1項営業収益1,520万円、第2項営業外収益9,661万6,000円としております。

次に、支出でございます。

第1款農業集落排水事業費用1億1,081万6,000円。内訳の主なものとして、第1項営業費用1億796万1,000円、第2項営業外費用225万5,000円としております。

第4条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

初めに、収入でございます。

第1款資本的収入5,600万円。内訳として第1項負担金及び分担金180万円、第2項補助金750万円、第3項企業債670万円、第4項繰入金4,000万円としております。

次に、支出でございます。

第1款資本的支出8,714万2,000円。内訳として第1項建設改良費3,293万円、第2項企業債償還金5,421万2,000円としております。

上の第4条、括弧書きに戻っていただき、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3,114万2,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額276万3,000円、過年度分損益勘定留保資金393万4,000円及び当年度分損益勘定留保資金2,444万5,000円で補填するものとしております。

次に、右のページ。

第5条、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

農業集落排水、建設改良事業について、限度額670万円としております。

第6条、一時借入金の限度額は3,000万円と定めております。

第7条、予定支出の各項の経費の金額の流用は、営業費用、営業外費用及び特別損失の間の流用を可としております。

第8条、営業助成のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は1億718万5,000円としております。

第9条、たな卸資産の購入限度額は528万円と定めております。

令和8年2月2日提出、阿波市長。

以上、議案第11号の補足説明とさせていただきます。ご審議の上、ご賛同くださいますようお願いいたします。

○議長（笠井安之君） 坂東理事。

○理事（坂東孝一君） それでは、議案第12号及び議案第13号について補足説明をさせていただきます。

初めに、議案第12号阿波市職員旅費支給条例等の一部を改正する条例の制定について。

阿波市職員旅費支給条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年2月2日提出、阿波市長。

この条例につきましては、国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、関係する条例の一部を改正するものでございます。

改正する条例は3件で、第1条において阿波市職員旅費支給条例を、第2条において阿波市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例を、第3条において阿波市実費弁償に関する条例をそれぞれ改正するものでございます。

主な改正内容でございますが、旅費の計算等に係る規定の簡素化や旅費の支給対象の見直し、公費の適正な支出の額を規定するものです。

施行日は令和8年4月1日でございます。

次に、議案第13号阿波市職員の給与に関する条例の一部改正について。

阿波市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年2月2日提出、阿波市長。

この条例につきましては、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、条例の一部を改正するものでございます。

主な改正内容でございますが、通勤手当の改定で上限を6万6,400円と規定するも

のです。

施行日は令和8年4月1日でございます。

以上、議案第12号及び議案第13号についての補足説明とさせていただきます。ご審議の上、ご賛同いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（笠井安之君） 大倉健康福祉部長。

○健康福祉部長（大倉洋二君） 続きまして、議案第14号について補足説明をさせていただきます。

議案第14号阿波市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について。

阿波市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例を次のように定める。

令和8年2月2日提出、阿波市長。

この条例につきましては、子ども・子育て支援法に基づき、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定めるため、新たに条例を制定するものでございます。

主な制定内容といたしましては、利用定員に関する基準をはじめとする特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定めるものでございます。

施行日は令和8年4月1日といたしております。

以上、議案第14号の補足説明とさせていただきます。ご審議の上、ご賛同いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（笠井安之君） 森友建設部長。

○建設部長（森友邦明君） 続きまして、議案第15号について補足説明をさせていただきます。

議案第15号阿波市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年2月2日提出、阿波市長。

今回の条例改正につきましては、阿波市公営住宅等長寿命化計画に基づき、市場町の香美東団地の除却を行うため、条例の一部改正をお願いするものでございます。

改正内容といたしましては、第3条の別表1の表中、香美東団地の項を削るものでございます。

施行日は令和8年4月1日でございます。

以上、議案第15号の補足説明とさせていただきます。ご審議の上、ご賛同くださいま

すようよろしくお願い申し上げます。

○議長（笠井安之君） 小松教育部長。

○教育部長（小松 隆君） 続きまして、議案第16号について補足説明をさせていただきます。

議案第16号阿波市学校給食の実施及び学校給食費等の管理に関する条例の一部改正について。

阿波市学校給食の実施及び学校給食費等の管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年2月2日提出、阿波市長。

今回の改正につきましては、国が進める学校給食費の抜本的な負担軽減について、国の支援額を超える部分を市が支援することから、条例の一部を改正するものでございます。

主な改正内容は、第7条小学生の学校給食費の無償化の追加及びそれに伴う条例のずれの改正でございます。

施行日につきましては、令和8年4月1日といたしております。

以上、議案第16号についての補足説明とさせていただきます。ご審議の上、ご賛同いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（笠井安之君） 坂東理事。

○理事（坂東孝一君） それでは、議案第17号から議案第61号までについて補足説明をさせていただきます。

初めに、議案第17号から議案第59号までの43件の指定管理者の指定について一括して説明をさせていただきます。

議案第17号から議案第59号までの指定管理者の指定について。

次の施設について指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和8年2月2日提出、阿波市長。

43施設の指定管理期間が令和8年3月31日で終了し、それに伴う次期指定管理者の指定を行うものでございます。

お配りをしておりますA3の参考資料、指定管理者制度導入施設一覧をご覧ください。

表中1行目、議案番号から右へ順に施設の名称、指定管理者住所、指定管理者名称、代表者名、指定の期間、所管部課名となっております。

43施設の指定の期間は令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間でございます。

なお、指定管理者の選定方法につきましては、阿波市指定管理者制度運営ガイドラインに基づき、地域密着型の施設等であることから全て非公募としております。

次に、議案第60号阿波市過疎地域持続的発展計画の策定について。

阿波市過疎地域持続的発展計画について別紙のとおり策定したいので、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第1項の規定により議会の議決を求める。

令和8年2月2日提出、阿波市長。

令和4年4月1日に本市の市場区域が過疎地域に指定されたことから、当該区域の持続的発展に向けた阿波市過疎地域持続的発展計画を策定しておりますが、令和8年3月31日をもって計画期間が終了することから、次期計画を策定するものです。

計画の期間は令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間でございます。

この計画の策定により、過疎地域の自立に向け、地域活力のさらなる向上が実現できるよう有利な財源措置を活用しながら総合的かつ計画的に各種施策を実施してまいります。

次に、議案第61号土地の売払いについて。

土柱休養村センター（阿波土柱の湯）跡地利活用事業の実施に伴う土地の売払いについて。

地方自治法第96条第1項第8号及び阿波市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求める。

令和8年2月2日提出、阿波市長。

土地の表示につきましては、阿波市阿波町北正広203番2から阿波市阿波町北正広216番2までの計9筆で、面積は1万2,956.29平方メートルでございます。

売払い価格は2,900万円、売払いの相手は徳島県阿波市阿波町北正広183番地、有限会社大塚クリーンリネス、代表取締役大塚剛でございます。

以上、議案第17号から議案第61号までの補足説明とさせていただきます。ご審議の上、ご賛同いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（笠井安之君） 森友建設部長。

○建設部長（森友邦明君） 続きまして、議案第62号について補足説明をさせていただきます。

議案第62号阿波市道路線の認定について。

道路法第8条第2項の規定により、次のとおり阿波市道路線の認定について議決を求める。

令和8年2月2日提出、阿波市長。

路線の認定につきましては、道路新設に伴い、新たに市道として管理を行う路線を認定するものでございます。

今回、認定する路線は土成町の下り松2号線となっております。

以上、議案第62号の補足説明とさせていただきます。ご審議の上、ご賛同くださいますようお願い申し上げます。

○議長（笠井安之君） 坂東理事。

○理事（坂東孝一君） それでは、承認第1号について補足説明をさせていただきます。

承認第1号専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、令和7年度阿波市一般会計補正予算（第9号）を別冊のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和8年2月2日提出、阿波市長。

予算書の1ページをお願いいたします。

専決第1号令和7年度阿波市一般会計補正予算（第9号）。

令和7年度阿波市の一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,940万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ223億7,920万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

令和8年1月23日専決、阿波市長。

この補正予算（第9号）につきましては、2月8日執行の衆議院議員総選挙に係る経費について、専決処分をさせていただいたものでございます。

それでは、歳入歳出予算について説明をさせていただきます。

初めに、歳入予算といたしまして、10ページ、11ページをお願いいたします。

11款1項地方交付税188万円につきましては、普通交付税でございます。

次に、16款3項委託金1,530万円につきましては、衆議院選挙費委託金でございます。

次に、20款1項繰越金222万円につきましては、繰越金の未計上額分を全て計上いたしております。

次に、歳出予算について説明をさせていただきます。

12ページ、13ページをお願いいたします。

2款4項選挙費1,940万円につきましては、衆議院議員総選挙費でございます。

以上、承認第1号についての補足説明とさせていただきます。ご審議の上、ご賛同いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（笠井安之君） 森友建設部長。

○建設部長（森友邦明君） 次に、報告第1号について補足説明をさせていただきます。

報告第1号債権の放棄について。

阿波市債権管理条例第17条第1項の規定により、市の債権について下記のとおり放棄したので、同条第3項の規定により報告する。

令和8年2月2日提出、阿波市長。

建設部住宅課から、市営住宅の家賃などの放棄した債権について報告させていただきます。

今回報告させていただく債権放棄の理由として、条例第17条第1項第1号該当については、未納者である債務者が市営住宅から既に退去しており、当該債権者について消滅時効の5年が完成し、かつ債務者が援用をする見込みがあるため。また、第7号該当については、当該債権者について消滅時効の5年が完成し、債務者が生活保護法の規定による保護を受け、またこれに準ずる状態にあり、かつ資力の回復が困難で、当該債権について履行の見込みがないと認められるため。また、第8号の該当については、強制執行等または債権の申出等の措置をとった場合において、完全に履行されなかった当該債権について債務者が無資力またはこれに近い状態にあり、資力の回復が困難で履行の見込みがないと認められるため。

以上、各号の理由に該当すると判断し、放棄するものでございます。

住宅家賃及び共益費のうち、放棄した債権者の延べ人数は16名で、債権の金額は124万900円でございます。

また、損害賠償額及び遅延金については1名で、債権の金額は1,473万3,499円となっています。

なお、本年度1月8日に開催いたしました債権処理審査委員会において、放棄の理由な

どを慎重に審議していただいております。

今後におきましても、公営住宅の家賃などの徴収につきましては、債権管理条例及び債権管理マニュアルに基づき、債権の適正な管理、迅速な回収に努めてまいりますので、ご理解いただきますようよろしくお願い申し上げます。

以上、報告第1号債権放棄について、建設部住宅課所管部分の補足説明とさせていただきます。

○議長（笠井安之君） 吉岡水道部長。

○水道部長（吉岡 宏君） 引き続きまして、報告第1号債権の放棄について、水道部所管部分の補足説明をさせていただきます。

水道部業務課からは、水道使用料の債権について報告をさせていただきます。

今回、報告させていただく債権放棄の理由として、条例第17条第1項第1号該当については、当該債権につき消滅時効の2年が完成し、かつ債務者がその援用をする見込みがあるときに該当すると判断し、放棄するものでございます。

水道使用料における債務者の人数は7人、放棄した債権の金額は2万7,150円でございます。

なお、債権の放棄については、建設部同様、1月8日開催の債権処理審査委員会において、放棄の理由などを慎重に審議していただいております。

今後とも、水道使用料の徴収につきましても、債権管理条例及び債権管理マニュアルに基づき、債権の適正な管理、迅速な回収に努めてまいりますので、ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

以上、報告第1号債権の放棄について、水道部業務課所管部分の補足説明とさせていただきます。

○議長（笠井安之君） 以上で補足説明が終わりました。

以上で本日の日程は終了いたしました。

次回の日程を報告します。

次回は、2月13日午前10時より代表質問、一般質問であります。

本日はこれをもって散会いたします。

午前11時54分 散会